

官報

号外 平成七年三月十日

○第百三十二回 参議院會議録第十号

平成七年三月十日(金曜日)

午後五時一分開議

○議事日程 第十号

平成七年三月十日
午後五時 本會議

第一 船員の雇用の促進に関する特別措置法の
一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送
付)

○本日の會議に付した案件

- 一、日程第一
- 一、公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 一、都市緑地保全法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 一、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原文兵衛君) これより會議を開きます。
日程第一 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長大久保直彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔大久保直彦君登壇、拍手〕
○大久保直彦君 たいいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、離職を余儀なくされた船員のうち再び船員となろうとする者に対する就職促進給付金の支給に関する規定を整備するほか、労務供給船員に係る船員法の適用の特例について規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、就職促進給付金制度存続の意義、船員の週四十時間労働に向けての取り組み等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。
質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。
よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。環境特別委員長篠崎年子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔篠崎年子君登壇、拍手〕
○篠崎年子君 たいいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公害の影響による健康被害者の保護の充実を図るため、近年における高い高等学校進学率の状況等にかんがみ、被害者の子等に支給する遺族補償費の支給対象に十八歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間にある者を含めることとするともに、補償給付に係る認定の更新

について、災害その他やむを得ない理由により認定の有効期間の満了前に更新の申請ができなかったときは、その理由がやんだ日から二月以内限り更新の申請ができるようにする特別措置を創設しようとするものであります。

なお、認定の更新に係る改正規定は公布の日から施行することとしておりますが、先般の阪神・淡路大震災については溯及適用することとしております。

委員会におきましては、阪神・淡路大震災に被災した被災認定患者への対応、自動車排出ガス対策、大気汚染と健康被害等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録により御承知願います。
質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもって附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。
よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長中西珠子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

平成七年三月十日 参議院會議録第十号

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 公害健康被害の補償等に関する法律案 議事日程追加の件 公費健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案 議事日程追加の件

(中西珠子君登壇、拍手)

○中西珠子君 たいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補の員数を十二人増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十四人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、迅速な裁判実現のための裁判官定員のあり方、増員数の算定根拠、裁判官不足への対応策等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案は、阪神・淡路大震災による被害の状況にかんがみ、同震災に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決に資するため、平成七年一月十七日において同震災の被災地区に住所等を有していた者が、同震災に起因する民事に関する紛争につき、同日から平成九年三月三十一日までの間に民事調停法による調停の申立てをする場合には、その手数料を免除しようとするものであります。

委員会におきましては、調停の申し立て予想件数と調停委員の増員対策、調停室の確保、調停の迅速な処理方策等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

都市緑地保全法の一部を改正する法律案 (いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長合馬敬君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔合馬敬君登壇、拍手〕

○合馬敬君 たいま議題となりました両法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案は、宅地及び建物の取引の公正を確保して依頼者の利益の保護を図るため、専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、当該専任媒介契約の目的物である宅地または建物につき一定の事項を指定流通機構に登録しなければならぬものとする

とともに、宅地建物取引業の業務の適正な遂行を確保するため、宅地建物取引主任者資格試験制度の改善、業務に係る禁止事項及び宅地建物取引主任者に対する指示処分等の追加等の措置を講じ、あわせて宅地建物取引業者等の負担の軽減を図るため、免許の有効期間の三年から五年への延長、一定の届け出事項の廃止等の措置を講じようとするものであります。

次に、都市緑地保全法の一部を改正する法律案は、近年の住民等の発意に基づく緑地の保全及び緑化に対する取り組みを支援し、都市における緑地の適正な保全及び緑化をより一層推進するため、土地所有者との契約に基づき地方公共団体等が市民緑地の設置及び管理を行う制度の創設、緑地保全地区内の土地の買入れ等をその業務とする民法第三十四条の法人を緑地管理機構として指定する制度の創設並びに緑化協定に定めることができる事項に緑地の保全に関する事項を追加する緑化協定制の拡充を行うもののであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して議題とし、指定流通機構の整備促進、規制緩和と消費者保護との調和、緑化に対する基本的な考え方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正

する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。労働委員長笹野貞子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔笹野貞子君登壇、拍手〕

○笹野貞子君 たいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、特定不況業種において、今後とも離職者の一時的な大量発生が予想されるほか、円高、国際化の進展等による産業構造変化に伴い、趨勢的に雇用量の減少が余儀なくされる業種での労働移動の増加が見込まれるため、法律の廃止期限を延長するとともに、従来の特定不況業種に加え、特定雇用調整業種を新たに本法の対象とすることとし、雇用調整を余儀なくされている業種において、産業界、企業間の労働移動による雇用機会の確保や移動の際の能力開発等を行う事業主に

対しての支援を拡充するものであります。

委員会におきましては、円高等に伴う産業構造の変化の見通しと雇用対策、労働移動による雇用確保策を打ち出した理由、特定雇用調整業種の指定基準と予定される対象業種等について熱心な質疑が行われましたが、その内容は会議録により御承知いただきたいと存じます。

質疑を終了し、討論に移りましたところ、日本共産党を代表して吉川理事より本法律案に反対であるとの意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたしま

す。 本家に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。 よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議 題とするに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長山 田健一君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(山田健一君登壇、拍手)

○山田健一君 たいだいま議題となりました郵便法 の一部を改正する法律案につきまして、通信委員 会における審査の経過と結果を御報告申し上げま す。

本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、利 用者に対するサービスの向上等を図るため、第一 種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例制度にお ける料金の減額率の法定上限を廃止するとともに、 郵便に関する料金を前払い式カードにより納 付することができるようにするほか、料金後納に 係る担保を免除する者を追加しようとするもので あります。

委員会におきましては、国営事業としての郵便 サービスの役割、健全な事業運営の確保等の諸問 題について質疑が行われましたが、その詳細は会 議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一 致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた しました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもって附帯 決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたしま す。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。 よって、本案は可決されました。 本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長	原文兵衛君	副議長	赤桐操君
横尾和伸君	荒木清寛君	山崎順子君	武田節子君
山下栄一君	寺澤芳男君	泉信也君	釘宮警君
浜四津敏子君	常松克安君	北澤俊美君	長谷川清君
平野貞夫君	猪熊重二君	白浜一良君	中川嘉美君
刈田貞子君	直嶋正行君	寺崎昭久君	星野朋市君
木暮山人君	風間昶君	牛嶋正君	統訓弘君
広中和歌子君	田村秀昭君	小林正君	足立良平君
勝木健司君	片上公人君	中西珠子君	和田教美君
高桑栄松君	野末陳平君	矢原秀男君	中村鋭一君
林寛子君	及川順郎君	鶴岡洋君	大久保直彦君

吉田 之久君	黒柳 明君	井上 孝君	松浦 功君
石井 一二君	井上 計君	森山 眞弓君	大木 浩君
永野 茂門君	松尾 官平君	齋藤 十朗君	井上 吉夫君
堂本 暁子君	河本 英典君	佐々木 満君	井上 裕君
溝手 顕正君	鈴木 栄治君	伊江 朝雄君	北 修二君
安恒 良一君	椎名 素夫君	下条進一郎君	前田 勲男君
笠原 潤一君	西田 吉宏君	板垣 正君	喜岡 淳君
野村 五男君	狩野 安君	角田 義一君	栗原 君子君
坪井 一字君	上野 公成君	峰崎 直樹君	今井 澄君
南野知恵子君	清水嘉与子君	川橋 幸子君	大脇 雅子君
成瀬 守重君	鎌田 要人君	村田 誠醇君	山田 健一君
合馬 敬君	石渡 清元君	堀 利和君	肥田美代子君
矢野 哲朗君	守住 有信君	櫻井 規順君	森 暢子君
青木 幹雄君	石井 道子君	谷本 巍君	菅野 壽君
下福葉耕吉君	永田 良雄君	篠崎 年子君	大淵 絹子君
柳川 覺治君	竹山 裕君	竹村 泰子君	千葉 景子君
岡野 裕君	大浜 方栄君	渡辺 四郎君	山口 哲夫君
増岡 康治君	吉川 芳男君	稲村 稔夫君	菅野 久光君
岡部 三郎君	田沢 智治君	藁科 満治君	上山 和人君
鈴木 省吾君	遠藤 要君	糸久八重子君	久保田真直君
坂野 重信君	林田悠紀夫君	上野 雄文君	磯山 篤君
村上 正邦君	岩崎 純三君	小川 仁一君	鈴木 和美君
宮澤 弘君	鹿熊 安正君	及川 一夫君	大森 昭君
大島 慶久君	関根 則之君	志苦 裕君	武田邦太郎君
太田 豊秋君	吉村剛太郎君	西川 潔君	西山登紀子君
山崎 正昭君	松谷蒼一郎君	野間 魁君	江本 孟紀君
服部三男雄君	岡 利定君	北村 哲男君	高崎 裕子君
加藤 紀文君	佐藤 泰三君	青島 幸男君	小島 慶三君
河本 三郎君	榑崎 泰昌君	野別 隆俊君	林 紀子君
清水 達雄君	佐藤 静雄君	栗森 喬君	庄司 中君
片山虎之助君	二木 秀夫君	國弘 正雄君	猪木 寛至君
陣内 孝雄君	松浦 孝治君	吉川 春子君	下村 泰君
宮崎 秀樹君	中曾根弘文君	乾 晴美君	山本 正和君
鈴木 貞敏君	木宮 和彦君	吉岡 吉典君	井上 哲夫君
野沢 太三君	香掛 哲男君	佐藤 三吾君	本岡 昭次君
久世 公麿君	志村 哲良君	笹野 貞子君	松前 達郎君
斎藤 文夫君	上杉 光弘君	有働 正治君	古川太三郎君
倉田 寛之君			橋本 敦君

國務大臣
 陸海 弘君 久保 巨君
 矢田部 理君 瀬谷 英行君
 池田 治君 磯村 修君
 市川 正一君 立木 洋君
 上田耕一郎君

法務大臣 前田 勲男君
 運輸大臣 龜井 静香君
 郵政大臣 大出 俊君
 労働大臣 浜本 万三君
 建設大臣 野坂 浩賢君
 國務大臣(環境庁長官) 宮下 創平君

議長の報告事項

一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 地方行政委員

通信委員

予算委員

決算委員

中村 鋭一君 補欠 小林 正君
 岩崎 純三君 補欠 吉村剛太郎君
 川橋 幸子君 補欠 大森 昭君
 菅野 壽君 補欠 渡辺 四郎君
 寺澤 芳男君 補欠 風間 昶君
 中村 鋭一君 補欠 寺崎 昭久君
 西山登紀子君 補欠 林 紀子君
 日下部禮代子君 補欠 川橋 幸子君
 吉村剛太郎君 補欠 岩崎 純三君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 選挙制度に関する特別委員
 井上 哲夫君 補欠 荻野 浩基君

同日議長から次の議案が提出された。
 ボランティア基本法案(広中和歌子君外三名発議)(参第二号)
 同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を環境特別委員会に付託した。
 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第六二二号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
 阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。
 マーシャル諸島ミリ環礁における旧日本軍の武器撤去と復旧問題に関する質問主意書(竹村泰子君提出)
 同日次の質問主意書を内閣に転送した。
 自衛のための必要最小限度の武力で対処し得る脅威の規模に関する再質問主意書(飯正敏君提出)
 陸上自衛隊における定数と現員との差に関する再質問主意書(飯正敏君提出)

同日本院は、裁判官訴訟追委員山田勇君及び同予備委員浜四津敏子君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙した旨本院事務総長から裁判官訴訟追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。
 裁判官訴訟追委員 浜四津敏子君

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
 記
 中央選挙管理委員会

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
 阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

同日衆議院議長から、国会は中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。
 記
 中央選挙管理委員会

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
 記
 中央選挙管理委員会

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 運輸委員
 辞任 淵上 貞雄君 補欠 及川 一夫君

同日議長から次の議案が提出された。
 同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を環境特別委員会に付託した。
 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第六二二号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
 阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。
 マーシャル諸島ミリ環礁における旧日本軍の武器撤去と復旧問題に関する質問主意書(竹村泰子君提出)
 同日次の質問主意書を内閣に転送した。
 自衛のための必要最小限度の武力で対処し得る脅威の規模に関する再質問主意書(飯正敏君提出)
 陸上自衛隊における定数と現員との差に関する再質問主意書(飯正敏君提出)

同日本院は、裁判官訴訟追委員山田勇君及び同予備委員浜四津敏子君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙した旨本院事務総長から裁判官訴訟追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。
 裁判官訴訟追委員 浜四津敏子君

地方分権の推進に関する法律案(冬柴鐵三君外三名提出)(衆第二号)
本日委員長から次の報告書が提出された。
船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二十七号)審査報告書

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三十二号)審査報告書
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第三十三号)審査報告書

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(閣法第六十五号)審査報告書
都市緑地保全法の一部を改正する法律案(閣法第七十六号)審査報告書

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案(閣法第七十四号)審査報告書
特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)審査報告書

郵便法の一部を改正する法律案(閣法第七十三号)審査報告書

審査報告書
船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成七年三月十日
運輸委員長 大久保直彦
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

委員会の決定の理由
本法律案は、事業規模の縮小等に伴う離職船員の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、離職船員のうち再び船員となろうとする者に対する就職促進給付金の支給に

関する規定を整備するほか、労務供給船員に係る船員法の適用に関する特例について所要の規定の整備を行うおととするものであって、妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行のため、就職促進給付金として、平成七年度一般会計予算に、三百十四万円が計上されている。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年二月二十一日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「もの」の下に「うち政令で定める者の」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二項中「就職促進給付金の支給を受けることができる者の範囲その他を削る。
第十四条第一項中「第九十七条第三項」を「第九十七條第一項(第四号に係る部分に限る。、第三項に、」第七十四條第一項及び第二項を「第七十四條第一項、第二項及び第四項に、」二十五日」を「十五日」に、「十五日とし」を「十日とし」に改め、「三日」の下に「(同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すことに一日)」を加え、「十五日を」を「十日を」に、「日数」と、「一日」を加

える」とあるのは「一日を加えた日数」とする」を「日数」とし、同項ただし書に規定する期間一箇月を増すことに一日」と、同条第三項中「二十五日」とし、連続した勤務三箇月を増すことに五日を加える」とあるのは「二十五日を基準として命令で定める日数とする」と、同条第四項中「十五日」とし、連続した勤務三箇月を増すことに三日(同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すことに一日)」とあるのは「十五日を基準として命令で定める日数」とし、同項ただし書に規定する期間一箇月を増すことに一日に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。
附則
(施行期日)
1 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、第十四条第一項の改正規定は、同年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 この法律の施行の際現に改正前の附則第二項の規定により就職促進給付金の支給について特別の措置を講ずるものとされている者については、同項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

審査報告書
公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成七年三月十日
環境特別委員長 篠崎 年子
参議院議長 原 文兵衛殿

審査報告書
公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成七年三月十日
環境特別委員長 篠崎 年子
参議院議長 原 文兵衛殿

被害者の保護の充実を図るため、被害者の子等に支給する遺族補償費の支給対象に十八歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間にいる者を含めることとする。また、補償給付に係る認定の更新について災害その他やむを得ない理由がある場合の特例措置を設けるものであって、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。
一 阪神・淡路大震災に被災した被認定者について、その実態の把握に努めるとともに、補償給付等を適切に受けられるよう、認定更新手続の周知徹底、医療機関関係者への指導等を行うこと。
二 建築物の解体・撤去等に伴う環境の悪化等阪神・淡路大震災に伴う環境の二次汚染及び被災した工場・事業場の操業再開等に伴う環境の汚染を防止し、並びに、地域住民の健康を保護するため、環境モニタリング調査を継続して実施することにより環境汚染の状況を的確に把握するとともに、事業者への指導、住民への啓発等適切な措置を講ずること。
三 阪神・淡路大震災の被災地域の復興に当たっては、近年の大気汚染の状況等を踏まえ、環境保全に配慮した都市づくりを協力すること。
四 被認定者に対する認定更新等が適切に行われるよう関係自治体の長を指導するとともに、治癒によって制度を離脱した者に対するフォローアップ事業についても、再発の防止に役立つよう努めること。また、被認定者の健康回復を図るための公害健康福祉事業については、その一層の充実強化を図ること。

要領書
委員会の決定の理由
本法律案は、公害の影響による健康被害に係

審査報告書
公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成七年三月十日
環境特別委員長 篠崎 年子
参議院議長 原 文兵衛殿

平成七年三月十日 参議院會議録第十号

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案

平成七年二月二十一日

六

五 健康被害予防事業については、これまでの効果を踏まえ、適切かつ効率的な実施に努めること。

六 国立環境研究所等において複合的大気汚染による健康影響の調査研究を総合的に推進し、必要な大気汚染対策を講ずるとともに、将来の健康被害の発生を防止するため、環境保健サーベイランス・システムを早急に構築して、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

七 主要幹線道路沿道等の局地的汚染については、健康影響に関する科学的知見が未だ十分でない現状にかんがみ、その早急な解明に努めるとともに、必要に応じ、被害救済の方途を検討すること。

八 大都市地域における窒素酸化物、浮遊粒子状物質等による複合的大気汚染については、改善が大幅に遅れ、依然として深刻な状況にあることにかんがみ、早急にその環境基準の達成を図るため、大気汚染防止対策を一層強化すること。

九 近年の大気汚染については、ディーゼル車を中心として、自動車排出ガスの寄与度が高まっていることにかんがみ、自動車排出ガス規制に係る「長期目標」の早期達成及び電気自動車、メタノール自動車等の低公害車の開発普及の促進に努めるとともに、環境保全に配慮した総合的な交通対策を強力に推進すること。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年二月十七日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。
第八条の次に次の一条を加える。
第八条の二 前条第一項の規定による申請をすることができない者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、その者は、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該認定の更新を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合において、公害健康被害認定審査会の意見を聴き当該申請に係る指定疾病がその後においても継続すると認めるときは、当該申請に係る認定を更新する。この場合において、更新された認定は、前項に規定する有効期間の満了日の翌日にさかのぼつてその効力を生ずる。
3 第七条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「政令で定める期間内」とあるのは、「第八条の二第一項に規定する有効期間の満了日の翌日から政令で定める期間内」と読み替へるものとする。
第三十条第一項第二号中「未済を」とに達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること」に改める。
第三十三号第五号中「達した」の下に「日以後の最初の三月三十一日が終了した」を加える。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三十条第一項第二号及び第三十三号第五号の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。
附則

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

2 改正後の第八条の二の規定は、この法律の施行の日以後に生じた災害その他やむを得ない理由により第八条第一項の規定による申請をすることができなかつた者について適用する。
3 前項の規定にかかわらず、平成七年の兵庫県南部地震による災害により第八条第一項の規定による申請をすることができなかつた者については、改正後の第八条の二の規定を適用する。
この場合においては、同条第一項中「その理由のやんだ日」とあるのは、「公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)の施行の日」とする。

審査報告書
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成七年三月十日
法務委員長 中西 珠子
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所職員の定員を改めようとするものであって、妥当な措置と認められる。
一、費用
本法施行に伴う経費として、平成七年度一般会計予算に一億九千五百七十四万円が計上されている。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よって国会法第八十三条により送付する。

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第一条の表中「六三二人」を「六四四人」に改める。
第二条中「二万五千二百六十六人」を「二万五千五百十人」に改める。
附則
この法律は、平成七年四月一日から施行する。

審査報告書
阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成七年三月十日
法務委員長 中西 珠子
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、阪神・淡路大震災の被害の状況にかんがみ、同震災に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決に資するため、平成七年一月十七日において、同震災の被災地区に住所等を有していた者が、同震災に起因する民事に関する紛争につき、同日から平成九年三月三十一日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、その手数料を免除しようとするものであって、妥当な措置と認められる。
一、費用
本法施行により、歳入見込みへの影響はない。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よって国会法第八十三条により送付する。

第十八条第一項第四号及び第四号の二中「第六十六号第八号」を「第六十六号第一項第八号」に改め、同項第五号の二中「の規定に違反し」を「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した」ことにより、「犯し」を「犯した」ことにより「に改め、同項第八号中「第六十八号」を「第六十八号第二項又は第四項」に改める。

第十九条の二及び第二十二條の二第七項中「第六十八号」を「第六十八号第二項又は第四項」に改める。

第二十四條中「試験」の下に、「第十六條第三項の指定」を加える。

第三十四條の二第一項中「次の各号」を「次に」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 当該宅地又は建物の第五項に規定する指定流通機構への登録に関する事項

第三十四條の二第五項を次のように改める。

五 宅地建物取引業者は、専任媒介契約を締結したときは、契約の相手方を探索するため、建設省令で定める期間内に、当該専任媒介契約の目的物である宅地又は建物につき、所在、規模、形質、売買すべき価額その他建設省令で定める事項を、建設省令で定めるところにより、建設大臣が指定する者(以下「指定流通機構」という。)に登録しなければならない。

第三十四條の二第七項中「前項まで」を「第六項まで及び前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「専属専任媒介契約」を「依頼者が当該宅地建物取引業者が探索した相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結することができない旨の特約を含む専任媒介契約」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

六 前項の規定による登録をした宅地建物取引業者は、第五十條の六に規定する登録を証する書面を遅滞なく依頼者に引き渡さなければならぬ。

七 前項の宅地建物取引業者は、第五項の規定による登録に係る宅地又は建物の売買又は交換の契約が成立したときは、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該登録に係る指定流通機構に通知しなければならない。

第三十五條第一項中「次の各号」を「次に」に改め、同項第二号中「制限で」の下に「契約内容の別(当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は賃借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。）」に於てを加え、同項第三号中「私道」を「当該契約が建物の賃借の契約以外のものであるときは、私道」に改め、同項第五号の二中「一むねを」を「一棟」に、「数むねを」を「数棟」に改め、「事項で」の下に「契約内容の別」に於て「を」を加え、同項に次の一号を加える。

十二 その他宅地建物取引業者の相手方等の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して建設省令で定める事項

第四十七條の次に次の一条を加える。

第四十七條の二 宅地建物取引業者又はその代理人、使用人その他の従業者(以下この条において「宅地建物取引業者等」という。)は、宅地建物取引業に係る契約の締結の勧誘をするに際し、宅地建物取引業者の相手方等に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供する行為をしてはならない。

二 宅地建物取引業者等は、宅地建物取引業に係る契約を締結させ、又は宅地建物取引業に係る契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、宅地建物取引業者の相手方等を威迫してはならない。

三 宅地建物取引業者等は、前二項に定めるもののほか、宅地建物取引業に係る契約の締結に関する行為又は申込みの撤回若しくは解除の妨げに関する行為であつて、宅地建物取引業者の相手方等の保護に欠けるものとして建設省令で定めるものをしてはならない。

三 宅地建物取引業者等は、前二項に定めるもののほか、宅地建物取引業に係る契約の締結に関する行為又は申込みの撤回若しくは解除の妨げに関する行為であつて、宅地建物取引業者の相手方等の保護に欠けるものとして建設省令で定めるものをしてはならない。

第五十條第二項中「並びに」を「及び」に、「氏名及び住所を、前項の建設省令で定める場所について所在地、業務内容及び業務を行う期間を、」を「氏名」に改める。

第五章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 指定流通機構

(指定等)

第五十條の二 第三十四條の二第五項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)は、次に掲げる要件を備える者であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものにつき、建設省令で定めるところにより、その者の同意を得て行わなければならない。

一 宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を目的として民法第三十四條の規定により設立された法人であること。

二 第五十條の十四第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。

三 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 第五條第一項第一号、第三号又は第三号の二に該当する者

ロ 指定流通機構が第五十條の十四第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定流通機構の役員であつた者で当該取消の日から五年を経過しないもの

建設大臣は、指定をしたときは、指定流通機構の名称及び主たる事務所所在地、当該指定をした日その他建設省令で定める事項を公示しなければならない。

三 指定流通機構は、その名称又は主たる事務所所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

四 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定流通機構の業務)

第五十條の三 指定流通機構は、この節の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一 専任媒介契約その他の宅地建物取引業に係る契約の目的物である宅地又は建物の登録に関すること。

二 前号の登録に係る宅地又は建物についての情報を、宅地建物取引業者に対し、定期的に又は依頼に応じて提供すること。

三 前二号に掲げるもののほか、前号の情報に関する統計の作成その他宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を図るために必要な業務

二 指定流通機構は、建設省令で定めるところにより、その業務の一部を、建設大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

(差別的取扱いの禁止)

第五十條の四 指定流通機構は、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務(以下この節において「登録業務」という。)の運営に関し、宅地又は建物を登録しようとする者その他指定流通機構を利用しようとする宅地建物取引業者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(登録業務規程)

第五十條の五 指定流通機構は、登録業務に関する規程(以下この節において「登録業務規程」という。)を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 登録業務規程には、登録業務の実施方法(登録業務の連携、代行等に関する他の指定流通機構との協定の締結を含む)、登録業務に関する料金その他の建設省令で定める事項を定めてお

かなければならない。この場合において、当該料金は、能率的な業務運営の下における適正な原価を償う限度のものであり、かつ、公正妥当なものでなければならぬ。

3 建設大臣は、第一項の認可をした登録業務規程が登録業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定流通機構に対し、その登録業務規程を変更すべきことを命ずることが出来る。

(登録を証する書面の発行)

第五十条の六 指定流通機構は、第三十四条の二第五項の規定による登録があつたときは、建設省令で定めるところにより、当該登録をした宅地建物取引業者に対し、当該登録を証する書面を発行しなければならない。

(売買契約等に係る件数等の公表)

第五十条の七 指定流通機構は、当該指定流通機構に登録された宅地又は建物について、建設省令で定めるところにより、毎月の売買又は交換の契約に係る件数その他建設省令で定める事項を公表しなければならない。

(事業計画等)

第五十条の八 指定流通機構は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定流通機構は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

(登録業務に関する情報の目的外使用の禁止)

第五十条の九 指定流通機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録業務に関して得られた情報を、第五十条の三第一項に規定する業務の用に供する目的以外に使用してはならない。

(役員を選任及び解任)

第五十条の十 指定流通機構の役員を選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 建設大臣は、指定流通機構の役員が、この法律の規定(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第五十条の五第一項の規定により認可を受けた登録業務規程に違反する行為をしたとき、又は登録業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定流通機構に対し、その役員を解任すべきことを命ずることが出来る。

(監督命令)

第五十条の十一 建設大臣は、第五十条の三第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定流通機構に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第五十条の十二 建設大臣は、第五十条の三第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定流通機構に対し、当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定流通機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(登録業務の休廃止)

第五十条の十三 指定流通機構は、登録業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の三十日前までに、建設省令で定める事項を建設大臣に届け出なければならない。

2 建設大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十条の十四 建設大臣は、指定流通機構が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定流通機構に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが出来る。

一 登録業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

三 第五十条の五第一項の規定により認可を受けた登録業務規程によらないで登録業務を行ったとき。

2 第十六条の十五第三項から第五項までの規定は、前項の規定による処分に係る期間について準用する。

3 建設大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(他の指定流通機構による登録業務の実施等)

第五十条の十五 建設大臣は、第五十条の十三第一項の規定による登録業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつたとき、前条第一項の規定により指定を取り消したとき若しくは登録業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定流通機構が天災その他の事態により登録業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該登録業務の全部又は一部を、第五十条の五第一項の認可をした登録業務規程に従い、他の指定流通機構に行わせることが出来る。

2 建設大臣は、前項の規定により他の指定流通機構に登録業務を行わせることとしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する

事由が生じた場合における所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、建設省令で定めることが出来る。

第五十二条第七号ハ中の「の規定に違反し」を「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことに」に、「犯し」を「犯したことにより」に改める。

第六十五条第二項第二号中「第四十七条の下に」を「第四十七条の二」を加え、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「第四十七条の下に」を「第四十七条の二」を加える。

第六十六条に次の一項を加える。
2 建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が第三条の二第一項の規定により付された条件に違反したときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことが出来る。

第六十八条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条第一項中「一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止する」を「必要な指示をする」に改め、同条第二項中「前項各号の一に該当する」を「第一項各号の一に該当する場合又は同項若しくは前項の規定による指示に従わない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、その登録を受けている取引主任者が前項各号の一に該当する場合又は同項若しくは次項の規定による指示に従わない場合においては、当該取引主任者に対し、一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止することが出来る。

3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、他の都道府県知事の登録を受けている取引主任者が第一項各号の一に該当する場合においては、当該取引主任者に対し、必要な指示をすることが出来る。

第六十八条の二第一項第四号中「同項」を「同条第二項」に、「同条第二項」を「第四項」に改める。

第七十条第三項中「第六十八條第二項」を「第六十八條第三項又は第四項」に改める。

第七十九條中「五十万円」を「百万円」に改める。

第八十條中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第八十一條及び第八十二條中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第八十三條第一項中「十万円」を「二十万円」に改め、同項第五号中「第六十三條第一項」を「第五十條の十二第一項、第六十三條第一項」に改め、同項第六号中「第六十三條の第二項」を「第五十條の十二第一項、第六十三條の第二項」に改める。

第八十三條の二中「指定試験機関」の下に「又は第十六條第三項の指定を受けた者」を加え、同條第二号中「第十六條の十三第一項」の下に「(同條第三項において準用する場合を含む。)」を加える。第八十五條中「五十万円」を「十万円」に改め、同條を第八十六條とし、第八十四條の次に次の一條を加える。

附則

第八十五條 第五十條の十一の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(一) 第四條第一項の改正規定(前條第一項を「第三條第一項」に改める部分及び「同條第三項の免許の更新を含む。第二十五條第六項を除き、以下同じ。」を削る部分を除く。)、第八條第二項、第九條、第十六條の五第一項、第十六條の十六第二項及び第五十條第二項の改正規定並びに附則第五項及び第八項の規定
この法律の公布の日
二 目次及び第三十四條の二の改正規定、第五章の改正規定(第三節を第四節とし、第一節

を第三節とし、第一節の次に一節を加える改正規定に限る。)、第八十三條第一項第五号及び第六号の改正規定、第八十五條を第八十六條とし、第八十四條の次に一條を加える改正規定並びに附則第六項の規定
この法律の公布の日から起算して二年を経過した日
(指定流通機構の指定手続の特例)

2 改正後の宅地建物取引業法(以下「新法」という。第三十四條の二第五項の規定による指定に關し必要な手続その他の行為は、前項第二号に掲げる改正規定の施行前においても、新法の例によりすることができる。)

3 この法律の施行の際現に改正前の宅地建物取引業法(以下「旧法」という。第三條第一項の免許(同條第三項の免許の更新を含む。以下同じ。))を受けている者又はこの法律の施行前にした免許の申請に基づきこの法律の施行後に同條第一項の免許を受けた者(免許の更新の場合にあっては、この法律の施行後に免許の有効期間が満了した者を除く。))の当該免許の有効期間については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧法第三條第一項の免許の申請をした者(免許の更新の場合にあっては、この法律の施行後に免許の有効期間が満了する者を除く。)、旧法第十八條第一項の登録の申請をした者又は旧法第四十一條第一項第一号、第四十一條の二第一項第一号若しくは第六十四條の二第一項の指定の申請をした者の当該申請に係る免許、登録又は指定の基準については、なお従前の例による。

5 附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行前に生じた事由に係る旧法第九條の変更の届出又は旧法第五十條第二項の届出については、なお従前の例による。

(媒介の契約に關する経過措置)
6 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前に締結された宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約については、新法第三十四條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(監督処分に關する経過措置)
7 附則第三項に規定する者に対する免許の取消しその他の監督上の処分、この法律の施行の際現に旧法第十八條第一項の登録を受けている者若しくはこの法律の施行前にした当該登録の申請に基づきこの法律の施行後に登録を受けた者に対する登録の消除その他の監督上の処分又はこの法律の施行の際現に旧法第四十一條第一項第一号、第四十一條の二第一項第一号若しくは第六十四條の二第一項の指定を受けている者若しくはこの法律の施行前にしたこれらの指定の申請に基づきこの法律の施行後に指定を受けた者に対する指定の取消しその他の監督上の処分については、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(罰則に關する経過措置)
8 この法律(附則第一項第一号に掲げる改正規定にあっては、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定の施行後にした行為)に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書
都市緑地保全法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年三月十日
参議院議長 原 文兵衛殿
建設委員長 合馬 敬

要領書
一、委員会の決定の理由
本法は、近年の住民等の發意に基づく緑地の保全及び緑化に対する取組を支援し、都市における緑地の適正な保全及び緑化をより一層推進するため、土地所有者との契約に基づき地方公共団体等が市民緑地の設置及び管理を行う制度の創設、緑地保全地区内の土地の買入れ等をその業務とする民法第三十四條の法人を緑地管理機構として指定する制度の創設並びに緑地協定に定めることができる事項に緑地の保全に關する事項を追加する緑地協定制の拡充を行うこととするものであり、妥当な措置と認める。

本法施行のため、別に費用を要しない。
都市緑地保全法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成七年三月七日
内閣総理大臣 村山 富市

都市緑地保全法の一部を改正する法律案
都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 緑地協定(第十四條―第二十二條)」を「第三章 緑地協定(第十四條―第二十二條)」を「第二章の二 市民緑地(第二十條の二)第一節 第三章の三 緑地管理機構(第二十條の二十條の五)」に改める。

第二條の二第四項ただし書中「第十二條において」を「以下」に改める。
第五條第九項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十條の二第一項の規定により締結された市民緑地契約において定められた当該市民

た市民緑地契約において定められた当該市民

る事項に従つて行うものについては、同法第八
条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
2 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五
条第一項の規定による近郊緑地保全区域(緑地保
全地区を除く。)内において行う行為で、市民緑
地契約において定められた当該市民緑地内の緑
地の保全に関連して必要とされる施設の整備に
関する事項に従つて行うものについては、同法
第九條第一項及び第二項の規定は、適用しな
い。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存
に関する法律の特例)
第二十條の五 次条第一項の規定により指定され
た緑地管理機構が管理する市民緑地内の樹木又
は樹木の集団で都市の美観風致を維持するため
の樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律
第四百二十二号)第二条第一項の規定に基づき保
存樹又は保存樹林として指定されたものについ
ての同法の規定の適用については、同法第五條
第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び都市
緑地保全法(昭和四十八年法律第七十一号)第二
十條の六第一項の規定により指定された緑地管
理機構」と、同法第六條第二項及び第八條中「所
所有者」とあるのは「都市緑地保全法第二十條の六
第一項の規定により指定された緑地管理機構」と、
同法第九條中「所有者」とあるのは「所有者
又は都市緑地保全法第二十條の六第一項の規定
により指定された緑地管理機構」とする。

第三章の三 緑地管理機構
(指定)
第二十條の六 都道府県知事は、都市における緑
地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とし
て設立された民法(明治二十九年法律第八十九
号)第三十四條の法人であつて、次条各号に掲
げる業務を適正かつ確実に行うことができると
認められるものを、その申請により、緑地管理
機構(以下「機構」という。)として指定すること
ができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をし
たときは、当該機構の名称、住所及び事務所の
所在地を公示しなければならない。
3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地
を変更しようとするときは、あらかじめ、その
旨を都道府県知事に届け出なければならない。
4 都道府県知事は、前項の規定による届出があ
つたときは、当該届出に係る事項を公示しなけ
ればならない。
(業務)
第二十條の七 機構は、次に掲げる業務を行うも
のとする。
一 市民緑地の設置及び管理又は都市計画区域
内の緑地の買取り及び買い取つた緑地の保全
を行うこと。
二 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又
は資料を収集し、及び提供すること。
三 緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助
言及び指導を行うこと。
四 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及
び研究を行うこと。
五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行う
こと。
(地方公共団体との連携)
第二十條の八 機構は、地方公共団体との密接な
連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなけ
ればならない。
(改善命令)
第二十條の九 都道府県知事は、機構の業務の運
営に關し改善が必要であると認めるときは、機
構に対し、その改善に必要な措置をとるべきこ
とを命ずることができる。
(指定の取消し等)
第二十條の十 都道府県知事は、機構が前条の規
定による命令に違反したときは、その指定を取
り消すことができる。
2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取
り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)
第二十條の十一 国及び地方公共団体は、機構に
對し、その業務の実施に關し必要な情報の提供
又は指導及び助言を行うものとする。
第二十三條に次の一号を加える。
四 第二十條の九の規定による都道府県知事の
命令に違反する行為をした者
附則
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。
(緑化協定に関する経過措置)
2 この法律の施行前に改正前の都市緑地保全法
(以下「旧法」という。)第十六條第二項(旧法第十
七條第二項及び第二十條第三項)において準用す
る場合を含む。の規定による認可の公告のあつ
た緑化協定は、改正後の都市緑地保全法(以下
「新法」という。)第十六條第二項(新法第十七條
第二項及び第二十條第三項)において準用する場
合を含む。の規定による認可の公告のあつた緑
地協定とみなす。この場合において、平成六年
十月二十日前に旧法第二十條第三項において準
用する旧法第十六條第二項の規定による認可の
公告のあつた緑化協定が緑地協定としての効力
を有することとなる時期については、なお従前
の例による。

3 この法律の施行前に行われた旧法第十四條第
四項、第十七條第一項又は第二十條第一項の規
定による認可の申請は、新法第十四條第四項、
第十七條第一項又は第二十條第一項の規定によ
る認可の申請とみなす。
(地方自治法の一部改正)
4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の
一部を次のように改正する。
別表第二(第二号(二十五)(二十一)中「緑化協定」
を「緑地協定」に改める。

審査報告書
特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に關
する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部
を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成七年三月十日
労働委員長 笹野 貞子
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における内外の経済的事
情の著しい変化により、雇用調整を余儀なくさ
れている業種に係る労働者等の雇用の安定を図
るため、特定不況業種等関係労働者の雇用の安
定に関する特別措置法の廃止期限を延長するほ
か、特定不況業種に係る労働者の雇用の安定の
ための措置の充実を図るとともに、新たに特定
雇用調整業種に係る労働者を当該措置の対象と
するものであり、おおむね妥当な措置と認め
る。
一、費用
本法律案の施行に要する経費として、平成七年度
労働保険特別会計予算の雇用助成に約三十八億
円が計上されている。

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に關
する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部
を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よつて国会法第八十三條により送付する。
平成七年二月二十三日
参議院議長 原 文兵衛殿
衆議院議長 土井たか子

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に關
する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部
を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よつて国会法第八十三條により送付する。
平成七年二月二十三日
参議院議長 原 文兵衛殿
衆議院議長 土井たか子

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律

(特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第一条 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中(第九条・第十条)を(第九条・第十条の二)に、「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第一条中「特定不況業種に属する」を「特定不況業種及び特定雇用調整業種に属する」に改め、「現に多数の離職者が発生していること及び今後ともを削り、「発生すること」を「発生する等の雇用量の減少」に改め、「かんがみ、特定不況業種」の下に「及び特定雇用調整業種」を加える。

第二条第一項第一号中「併い」の下に「一時に」を加え、「減少しており、又は」を削り、同項第四号中「事業所以外」を「事業所及び特定雇用調整業種に係る事業所(第四号に規定する業として行われる製造、修理その他の行為に係る事業所を含む。以下同じ。以外)」に改め、「特定不況業種」の下に「又は特定雇用調整業種」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 特定雇用調整業種事業主 特定雇用調整業種に属する事業の事業主(当該事業主の行う特定雇用調整業種に属する事業に関し当該事業主又はこれに準ずる者として政令で定める者から委託を受けて製造、修理その他の行為を業として行う者で労働省令で

定めるものを含む。)をいう。
第二条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定雇用調整業種 内外の経済的事情の著しい変化により、その業種に属する事業分野において、製品又は役務の供給が相当程度減少しており、かつ、その状態から長期にわたり回復しないことが見込まれることに伴い雇用量が相当程度減少しており、又は減少するおそれがあると認められる業種であつて、当該業種に係る事業所に雇用されている労働者等に関する第二章及び第三章で定める特別の措置を講ずる必要があるもの(特定不況業種に該当する業種を除く。)として労働大臣が指定する業種をいう。

第二条第二項に後段として次のように加える。
この場合において、当該期間を延長する必要があると認められるときは、当該期間は、延長することができるものとする。

3 第一項第二号の規定による指定は、第二章及び第三章で定める特別の措置を講ずべき期間を付してするものとする。この場合において、当該期間を延長する必要があると認められるときは、当該期間は、延長することができるものとする。

第二条第四項中「とき」の下に「、及び同項第二号の指定をしようとするとき」を加え、同条第五項中「第一項第四号」を「第一項第六号」に改める。

第三条第一項中「特定不況業種事業主」の下に「若しくは特定雇用調整業種事業主(以下「特定不況業種等事業主」という。))を、「係る事業所」の下に「若しくは特定雇用調整業種に係る事業所(以下「特定不況業種等事業所」という。))」を加え、同条第二項中「事業主団体」

の下に「又は特定雇用調整業種事業主及び当該特定雇用調整業種に係る事業主団体」を、「当該特定不況業種事業主」の下に「又は当該特定雇用調整業種事業主」を加える。

第四条第一項中「特定不況業種に係る事業所」を「特定不況業種等事業所」に改め、「その他特定不況業種」の下に「及び特定雇用調整業種」を、「促進」の下に「能力の開発及び向上」を加える。

第六条の前の見出し中「特定不況業種事業主」を「特定不況業種等事業主」に改め、同条第一項中「特定不況業種事業主」を「特定不況業種等事業主」に、「特定不況業種に係る事業所」を「特定不況業種等事業所」に改め、同条第二項及び第三項中「特定不況業種事業主」を「特定不況業種等事業主」に改め、同条第四項中「事業主」を「特定不況業種等事業主」に改め、同条第五項中「特定不況業種事業主」を「特定不況業種等事業主」に改める。

第七条第一項中「特定不況業種事業主」を「特定不況業種等事業主」に、「特定不況業種に係る事業所」を「特定不況業種等事業所」に改め、同条第二項中「当該事業所」を「当該特定不況業種等事業所」に改める。

第八条第一項中「第二項第一項第四号」を「第二項第一項第六号」に改める。
第九条を次のように改める。
(失業の予防、雇用機会の増大等のための助成及び援助)

第九条 政府は、特定不況業種等事業所若しくは特別事業所に雇用されている労働者(以下この項において「援助対象労働者」という。))又は特定不況業種等事業所に雇用されている労働者の失業の予防、雇用機会の増大その他の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るため、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発

事業として、次に掲げる助成及び援助を行うものとする。
一 援助対象労働者の失業の予防、雇用機会の増大その他の雇用の安定を図るために必要な措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

二 第六条第三項若しくは第七条第一項の規定による認定を受けた雇用維持等計画又は前条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する計画(第十条の二において「認定計画」と総称する。))に基づき、援助対象労働者に関し、事業の転換による雇用機会の確保、職業の転換のために必要な教育訓練の実施その他の失業の予防並びに能力の開発及び向上に特に資すると認められる措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、援助対象労働者又は特定不況業種等事業所の失業の予防、雇用機会の増大その他の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

2 政府は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

第十条第一項中「前条第二項」を「前条第一項第二号」に改める。
第三章中第十条の次に次の一条を加える。
(雇用促進事業団の行う職業訓練施設に係る資金の貸付け等)

第十条の二 雇用促進事業団は、特定不況業種等事業所又は特別事業所に雇用されていた労働者(認定計画に係るものに限り。)を雇入れた事業主であつて、当該労働者の雇用の安定を図るために必要な職業訓練を実施するた

めの職業訓練施設を設置し、又は整備するものに対して、雇用促進事業団法第十九条第三項に規定する業務として、必要な資金の貸付けを行うものとする。この場合において、その貸付けの条件については、特別の配慮をするものとする。

2 雇用促進事業団は、通常通勤することができる地域内に所在する事業所に雇用される労働者であつて、認定計画に基づき当該事業所以外の事業所に雇用されることとなることにより、宿舍の確保を図ることが必要であると公共職業安定所長が認めるものに、雇用促進事業団法第十九条第一項第三号の宿舍を貸与することができる。この場合においては、同条第五項の規定は、適用しない。

第十四条第一項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に改める。

第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条中「第二条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同条第三項」を「これら」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条第二項中「特定不況業種に係る事業所」を「特定不況業種等事業所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(連絡及び協力)

第二十五条 労働大臣及び関係行政機関の長は、特定不況業種等事業所に雇用される労働者等の失業の予防、再就職の促進等が円滑に行われるよう、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

附則第十条中「昭和七十年六月三十日」を「平成十三年六月三十日」に改める。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第二条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項本文を次のように改める。

理事長及び副理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十九条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)

第九条第一項第一号及び第二号に掲げる事業を行うこと。

第十九条第二項中「第六十三号」を「第六十二条の規定による雇用安定事業 同法第六十三条」に改める。

第二十四条第一項中「次項」を「この条」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による承認を受けた財務諸表をその事務所に備えて置かなければならない。

第三十九条及び第四十条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第四十一条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、第一条中特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法附則第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に雇用促進事業団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条ノ十二ノ三第一項第一号中「第二条第一項第三号」を「第二条第一項第五号」に改

める。

(雇用保険法の一部改正)

第四条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項第一号中「第二條第一項第三号」を「第二條第一項第五号」に改める。

第五條 次に掲げる法律の規定中「第二十四條第三項」を「第二十四條第四項」に改める。

一 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)第十八條第六項

二 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)第三十六條第二項

三 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十八條第三項

四 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)第四十四條第五項

五 地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法(平成元年法律第六十号)第十一条

六 中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第八條第二項

七 介護労働者の雇用の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第三十二條第二項

審査報告書

郵便法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年三月十日
通信委員長 山田 健一
参議院議長 原 文兵衛殿
要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、

利用者に対するサービスの向上等を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例制度における料金の減額率の法定上限を廃止するとともに、郵便に関する料金を前払式カードにより納付することができることとするほか、料金後納に係る担保を免除する者を追加しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の各項の実現に努めるべきである。

一、郵便事業が国民生活に欠かせない基盤的な通信手段であることにかんがみ、今後ともマルチメディア時代の到来を見据えつつ、時代の変化や国民のニーズに的確に対応するサービスを提供するとともに、手紙文化や文書通信の普及・振興に一層努めること。

二、積極的な営業活動により収入を確保するとともに、機械化等による一層の効率化を推進し、健全な郵便事業財政の維持に努めること。

三、阪神・淡路大震災をはじめとする災害時において、郵政事業が果たしてきた役割や職員のためゆまめ努力は高い評価を受けており、今後とも公共性の高い国営事業として、国民の期待に応え、引き続き信頼される安定したサービスを提供するとともに、地域社会の振興にも寄与する施策を推進すること。

右決議する。

郵便法の一部を改正する法律案
国会に提出する。

平成七年三月三日
内閣総理大臣 村山 富市

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律

郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第一項中「で、省令で」を「のうち、広告郵便物(第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。次項において同じ。)及びその他の郵便物についてそれぞれ省令で」に、「いう。次項において同じ。)につきを」を「いう。」につき、審議会に諮問した上」に改め、「その合計額の百分の十五(往復葉書にあつては、百分の七)に相当する額を超えない範囲内において」を削り、同条第三項中「前項の」の下に「規定により広告郵便物について」を加え、「第三十二条第三項を」第三十二条第四項に改め、「につき」の下に「審議会に諮問した上」を加え、「その総計額の百分の三十(往復葉書にあつては、百分の十五)に相当する額を超えない範囲内において」を削り、同条第二項を削る。

第二十七条の七中「同条第三項を」同条第二項に改める。

第三十二条第四項を次のように改める。
次に掲げる者に対しては、前項の担保を免除する。

一 官公署

二 特別の法律をもつて設立された法人(郵政大臣の指定するものに限る。)

三 後納する郵便に関する料金の概算額が省令で定める額に満たない者で、省令の定めるところにより、その料金を納付すべき期日までに納付できないおそれがないと認められたもの

四 後納する郵便に関する料金を省令で定める期間以上継続して納付すべき期日までに納付

している者

第三十二条第五項中「前項の規定により、」を「前項第三号の」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第三十三条第三項のカードについては、省令の定めるところにより、郵便に関する料金を納付するためにこれを使用したときは、当該カードに記録された金額から控除された金額に相当する額の料金の納付があつたものとする。

第三十二条の二第七項中「前条第四項を」前条第五項に改める。

第三十三条第三項中「であつて、」の下に「当該カードに記録されている金額の範囲内において郵便に関する料金を納付すること並びに」を加える。

第九十五条第一項中「同条第三項を」同条第二項に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(審議会への諮問)

2 改正後の第二十七条の三の規定による郵政大臣の審議会に対する諮問は、この法律の施行前においても行うことができる。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

千一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号一部
三円五角
送料別